

報告第 24 号

市章の制定方法について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成 17 年 7 月 26 日提出

古河市・総和町・三和町合併協議会
会 長 館 野 喜 重 郎

市章の制定方法について

市章については、新市において定めることで合併協定がなされた。

この合併協定に基づき、新市において速やかに市章を制定するために、「古河市市章募集要項」に基づき、下記のとおり制定するものとする。

記

1. 募集要項について

「古河市市章募集要項」を参照

2. 作品募集（周知方法）について

(1) 広報手段

- ① 応募チラシの全戸配布（協議会だより）
- ② 合併協議会及び3市町のホームページ
- ③ 公共施設等に応募チラシを配布

(2) 募集期間

8月3日（水）～9月2日（金）

3. 作品の選考・決定

新市において、（仮称）新市市章候補選定委員会を設け5作品を選出し、その中から住民アンケートにより決定する。

4. 賞の贈呈

新市において贈呈する。

- (1) 最優秀賞（採用作品） 1点 20万円
- (2) 優秀賞 4点 3万円

5. 市章制定の流れ

| 時 期 | 内 容 |
|-------------|---------------------------------------|
| 7月下旬～ | 広報（古8/1、総7/28、三7/25）、ホームページ等により周知 |
| 8月3日～9月2日 | 市章の募集 応募作品の整理 |
| 新市誕生(9月12日) | |
| 9月中旬～10月上旬 | (仮称)新市市章候補選定委員会の設置 ・選定基準に基づき5作品を選定 |
| 10月中旬～11月中旬 | 5作品による住民アンケートの実施 |
| 11月下旬 | アンケート結果により、新市長が決定 |

古河市市章募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、古河市、総和町及び三和町(以下「1市2町」という。)が、平成17年9月12日に合併して誕生する「古河市」の市章を募集して、新市の将来像である「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」にふさわしい市章を制定することを目的とする。

(募集条件)

第2条 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 新市「古河市」のイメージにふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)は不可とする。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 1市2町の市町章及び他の市町村章並びに商標と同一又は類似しないデザインであること。
- (6) 自作の未発表作品であること。

(募集方法)

第3条 募集方法は、一般公募とする。

(応募方法等)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は、問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 募集期間は、平成17年 8月 3日(水)から平成17年 9月 2日(金)。

※郵送の場合、当日消印有効とする。

- (3) 応募は、縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長にして使用し、用紙1枚につき1作品とする。なお、枠外に天地を明示する。
- (4) 応募にあたっては、次の必要事項を用紙に記載することとする。

- ① デザインの趣旨
- ② 住所
- ③ 氏名(ふりがな)
- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 職業

(5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。(電子メール、FAXによる応募は不可。)

(6) 応募先は、古河市・総和町・三和町合併協議会(以下「協議会」という。)事務局とする。

(周知の方法)

第5条 新市の市章募集の周知は、合併協議会のホームページ、広報紙及び1市2町の広報紙等により行う。

(選定方法)

第6条 応募された作品を新市に引継ぎ、新市において採用作品1点を選定する。

(入賞発表)

第7条 新市のホームページ等で発表するとともに、入賞者には直接通知する。

(記念品等贈呈)

第8条 応募された市章の中から次の賞を決定し、新市において記念品と賞金を贈呈する。

なお、賞金は受賞者が未成年の場合、その保護者に代理授与する。

- | | | |
|---------------|----|------------|
| (1)最優秀賞(採用作品) | 1点 | 20万円 + 記念品 |
| (2)優 秀 賞 | 4点 | 各3万円 + 記念品 |

(著作権等)

第9条 著作権等については、次のとおりとする。

- (1)応募された作品に関する一切の権利は、協議会及び新市に帰属するものとする。
- (2)採用作品を使用するにあたり、必要に応じて作品の趣旨を著しく損なわない範囲内で修正できるものとする。
- (3)応募作品の返却はしないものとする。

(その他の必要事項)

第10条 この要項に定めるもののほか、新市の市章の募集に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年 7月1日から施行する。